

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 漁業指導用情報収集業務
- (2) 仕 様 ・ 規 格 仕様書による
- (3) 履 行 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和5年2月8日～令和5年3月8日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
（令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和5年3月10日13時30分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和5年3月9日正午までとする。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

分任支出負担行為担当官

令和5年2月8日

九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

漁業指導用情報収集業務仕様書

1. 目 的

日韓・日中漁業協定等の実施に伴う漁業取締り、指導及び安全運航のために必要な情報を収集し、水産庁漁業取締船及び九州漁業調整事務所漁業監督課へ収集した情報を提供することを目的とする。

2. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

3. 履行場所（情報提供先）

監督職員が指示する水産庁漁業取締船及び九州漁業調整事務所漁業監督課

4. 業務内容

情報収集をする対象海域は「東シナ海等九州海域」とし、漁業取締り、指導及び安全運航に必要な下記の業務を行うこと。

記

（1）我が国漁船等が入手した次の①及び②の情報、並びに③にかかる情報を関係機関から入手してとりまとめ、3.の水産庁漁業取締船及び九州漁業調整事務所漁業監督課へ電子メールにより毎日通報（原則として07時及び15時、730回／年）すること。なお、漁船に係る情報は個人情報であるとともに、水産庁漁業取締船及び九州漁業調整事務所漁業監督課の情報についても秘密性が高いため、情報は厳格に管理すること。

① 外国漁船等情報

韓国・中国・台湾等外国漁船視認情報、日中暫定措置水域及び中間水域内における外国漁船情報並びに外国公船活動情報。

② 我が国漁船等情報

大臣許可漁業（東シナ海等かじき等流し網漁業、大中型まき網漁業、以西底びき網漁業、沖合底びき網漁業及びいか釣り漁業（旧中型）。）漁船の操業情報（正子位置情報は除く。）並びにその他我が国漁船の操業情報（違法操業が疑われる漁船等の情報）。

③ 安全運航に必要な気象警報、航行警報、海難情報、その他緊急警報、災害時等の情報提供。

（2）（1）の月次・年次報告書を作成すること。

5. その他

（1）4.（2）に係る前月分の月次報告書を翌月10日まで、年次を令和6年3月31日までに報告すること。

（2）業務の履行に必要な設備については、請負業者において確保すること。

（3）その他疑義の生じた事項については、監督職員と協議を行うこと。